

ガバナンス・コード内容		実施状況	実施していない理由又は今後の方針
<b>第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重</b>			
1	1-1 建学の精神 (1) 建学の精神	○	
2	(2) 建学の精神に基づく人材像 建学の精神に基づく育成すべき人材像は次のとおりである。 知識 (Knowledge) の啓発、徳性 (Virtue) の涵養、技術 (Art) の錬磨を体得した良き社会人・家庭人	○	
3	1-2 教育と研究の目的 (本学の使命) (1) 建学の精神に基づく教育・研究目的	○	
4	(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組について	○	
5	(3) 本学の社会的責任等	○	
<b>第2章 安定性・継続性</b>			
6	2-1 理事会 (1) 理事会の役割	○	
7	2-2 理事 (1) 理事の責務 (役割・職務・監督責任) の明確化	○	
8	(2) 学内理事の役割	○	
9	(3) 外部理事の役割	○	
10	(4) 理事への研修機会の提供と充実	×	令和4年度はコロナ過の影響により研修機会を提供することができなかった。令和5年度以降は法改正の内容等について学内にて研修会実施を検討し準備を進めていく予定である。
11	2-3 監事 (1) 監事の責務 (役割・職務範囲) について	○	
12	(2) 監事の選任	○	
13	(3) 監事監査基準	○	
14	(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	
15	2-4 評議員会		
16	2-5 評議員 (1) 評議員の選任	○	
17	(2) 評議員への研修機会の提供と充実	×	令和4年度はコロナ過の影響により研修機会を提供することができなかった。令和5年度以降は法改正の内容等について学内にて研修会実施を検討し準備を進めていく予定である。
<b>第3章 教学ガバナンス</b>			
18	3-1 学長 (1) 学長の責務 (役割・職務範囲)	○	
19	(2) 学長補佐体制 (副学長・学長補佐・学部長の役割)	○	
20	3-2 教授会 (1) 教授会の役割 (学長と教授会の関係)	○	
<b>第4章 公共性・信頼性</b>			
21	4-1 学生に対して	○	
22	4-2 職員等に対して (1) 教職協働	○	
23	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	○	
24	4-3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価	○	
25	(2) 社会貢献・地域連携	○	
26	4-4 危機管理及び法令遵守 (1) 危機管理のための体制整備	○	
27	(2) 法令遵守のための体制整備	○	
<b>第5章 透明性の確保</b>			
28	5-1 情報公開 (1) 情報の公表	○	
29	(2) 情報公開の工夫等	○	